

九州工業大学教職員組合会計規則

第一章 総則

第1条 九州工業大学教職員組合規約第24条に基づきこの規則を定める。

第二章 予算

第2条 この組合の収入および支出についてはすべて予算を編成する。

2 予算は執行委員会において作成し、これを大会に提出してその議決を得なければならない。

第3条 予算は項目に分けて編成し、大会における審議の参考に供するため、以下の資料を添付する。

- 1 収入予算明細書
- 2 支出予算明細書

第4条 予算の不足および予算外に生じた経費の支出にあてるため予備費を設ける。

第三章 収入

第5条 収入はすべて書記次長が管理し、収入簿を備えてこれに記入しなければならない。

第6条 組合費は毎月の給与より控除する。

第7条 一旦納入した組合費は理由の如何を問わずこれを還付しない。

2 組合費は職種によってつぎのような月額とする。

- ・常勤職員（年俸制職員を含む）は、1,500円とする。
- ・嘱託職員は、1,000円とする。
- ・非常勤講師およびパートタイム職員は、500円とする。

3 組合費変更の必要を執行委員会が認めたときは、大会において出席代議員の過半数の同意または組合員の投票による過半数の同意により変更することができる。ただし、投票は組合員定数の2分の1以上で成立し無記名にする。

第四章 支出

第8条 支出はすべて書記次長が管理し支出簿および支出内訳簿を備えてこれに記入しなければならない。

第9条 経費の支出を必要とする場合は伝票に必要事項を記入し執行委員長、書記長の認印を得て書記次長に提出して請求する。伝票の様式は別に定める。

第10条 予備費の支出は執行委員会の議を経ておこない、その手続きについては前条の規定を準用する。

2 予備費の支出については事後に大会の承認を得なければならない。

- (1) 平成 29 年 6 月 30 日改正
- (2) 平成 30 年 6 月 27 日改正
- (3) 令和 4 年 7 月 7 日改正